

## 乙訓地域の地域生活支援拠点を整備するあたっでの提案 (たたき台)

乙訓圏域障がい者自立支援協議会  
地域生活支援拠点部会

### 1 地域生活支援拠点の整備検討に至る経過について

地域生活支援拠点は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法令の整備に関する法律」の付帯決議により国が設置した「障害者の地域生活の推進に関する検討会」でまとめられた「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」において、障害者の地域での居住支援に求められる機能として次の5つが示されました。

- |               |               |           |
|---------------|---------------|-----------|
| 1 相談          | 2 緊急時の受け入れ・対応 | 3 体験の機会・場 |
| 4 専門的人材の確保・養成 | 5 地域の体制づくり    |           |

居住支援に求められる機能を具体化していくため、国は「第4期障害福祉計画」(平成27～29)の基本指針で、「地域生活支援拠点等について、29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」と示しましたが、拠点機能の具体的内容が明らかにされなかったこともあり、全国的に整備が進みませんでした。

その後拠点機能や報酬の概要が示されたことで、ほとんどの市町村で設置に向けた検討が始まり、乙訓2市1町でも「第5次障害福祉計画」(平成30～令和2)に「乙訓圏域で1カ所の設置に向け、国の方針や先進事例、自立支援協議会の検討を踏まえ、具体的な整備に向けた取り組みを進める」ことが明記されました。

これを受けて、協議会は平成29年度に「地域生活支援部会」を「地域生活支援拠点部会」に改称し、乙訓の地域特性にあった拠点機能の具体的な仕組みや内容等について、現場や保護者および当事者の視点から協議を進めることとしました。

## 2 協議における考え方について

拠点等の整備は「多機能拠点整備型」、「面的整備型」とどちらの特徴を併せ持った「多機能拠点+面的整備型」を国は示していますが、乙訓の現状は、入所施設は特養併設の旧身体障害者療護施設（定員 20）と GH はあるものの規模的な面や人的な面から拠点としての機能のすべてを備えることは現実的ではなく、拠点の立ち上げに向けては「面的整備型」を前提としました。

これは、乙訓圏域には障害者等の生活を支えている様々な社会資源が存在していますが、これらを結びつける仕組みが不十分であり、効果的な地域生活支援体制となっていないため、これらの社会資源を有効に結びつける方策について協議することとしたものです。

このため、現在ある社会資源の現状を十分に理解し、どんな条件があれば拠点等の機能を付加することが可能か、その条件は現実的なものとして実現できるのか等を考慮しながら仕組み作りの具体化を協議することとしました。

また、圏域の地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を想定し、既存の福祉事業所での機能分担を協議の中心としましたが、現在の社会資源ではどうしても不足するものや拠点機能の充実・強化に向けて必要なものについては、行政や事業者等の実現に向けての取り組んでいただくことを前提として協議を行うこととしました。

### 3 乙訓圏域の拠点機能の現状・課題・整備内容について

国が示した5つの機能を現在の乙訓圏域の現状やそれぞれが抱えている課題を明らかにして、拠点等の当面の整備について次のように提案します。

#### (1) 相談

##### ① 国が示す機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談その他の支援を行う。

##### ② 圏域の現状

##### ③ 課題

##### ④ 整備内容

開設時

将来

## (2) 緊急時の受け入れ・対応

### ① 国が示す機能

短期入所を活用した常時の受け入れ体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

### ② 圏域の現状

### ③ 課題

### ④ 整備内容

開設時

将来

### (3) 体験の機会・場

#### ① 国が示す機能

地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会を提供する。

#### ② 圏域の現状

#### ③ 課題

#### ④ 整備内容

開設時

将来

(4) 専門的人材の確保・養成

① 国が示す機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う。

② 圏域の現状

③ 課題

④ 整備内容

開設時

将来

## (5) 地域の体制づくり

### ① 国が示す事業

基幹相談支援センター、委託相談・特定相談・一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス供給体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

### ② 圏域の現状

### ③ 課題

### ④ 整備内容

開設時

将来